

議案第18号

北名古屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

北名古屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、行政不服審査法が公布されたこと並びに厚生年金保険法による障害厚生年金等が支給される場合における傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率の改定が行われることに伴い、関係条文の整備をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

北名古屋市消防団員等公務災害補償条例（平成18年北名古屋市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第26条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附則第5条第2項の表1の項中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の北名古屋市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた北名古屋市消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。